

2017 年 10 月 6 日 全 14 頁

法律・制度 Monthly Review 2017. 9

法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員
小林 章子

[要約]

- 9 月の法律・制度に関する主な出来事と、9 月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 9 月は、バーゼル銀行監督委員会が「バーゼルⅢモニタリングレポート」を公表したこと（12 日）、政府税制調査会が開催されたこと（26 日）、米トランプ政権が法人税率 20% への引き下げなどの税制改革案を公表したこと（27 日）、衆議院の解散が閣議決定されたこと（28 日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

《 目 次 》

○9 月の法律・制度レポート一覧	2
○9 月の法律・制度に関する主な出来事	3
○10 月以後の法律・制度の施行スケジュール	4
○今月のトピック	
役員給与の見直し（10 月施行分）のポイント	6
○レポート要約集	11
○9 月の新聞・雑誌記事・TV 等	14
○9 月のウェブ掲載コンテンツ	14

◇9月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
7日	なるほど！つみたてNISA 第3回 ～どの金融商品で「先取り貯蓄」をする？～	是枝 俊悟	税制	2
8日	法律・制度 Monthly Review 2017.8 ～法律・制度の新しい動き～	小林 章子	その他法律	8
14日	なるほど！つみたてNISA 第4回 ～なぜ資産運用が重要なのか～	是枝 俊悟	税制	2
21日	なるほど！つみたてNISA 第5回 ～どうすれば預貯金以上の収益が得られる？～	是枝 俊悟	税制	2
22日	金融庁、NISA 恒久化・相続税評価を継続要望 ～平成30年度金融庁税制改正要望～	是枝 俊悟	税制	7
26日	リサーチ費用のアンバンドリング、日本への影響 ～【MiFIDⅡ】「リサーチ」の定義と コーポレート・アクセスの扱い～	是枝 俊悟	金融制度	14
27日	役員給与の見直し（10月施行分）のポイント ～税制非適格ストック・オプションと 譲渡制限付株式を中心に～	金本 悠希	税制	10
28日	なるほど！つみたてNISA 第6回 ～投資信託なら月1万円でも資産運用できる～	是枝 俊悟	税制	2
29日	民法（債権法）改正で実務はどう変わる？① ～お金の貸し借りにまつわる場面～	小林 章子	その他法律	10

◇9月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
1日	◇米国連邦準備制度理事会（FRB）、米国のシステム上重要な銀行（G-SIBs）及び外国 G-SIBs の米国内の営業店に要求される金融の安定性の強化のための最終規則を承認。
5日	◇東京証券取引所（東証）、「コーポレートガバナンス・コードへの対応状況」を公表（7月14日時点）。 ◇バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）および IFRS 財団、合意の覚書に署名。長期にわたる金融の安定性の育成、市場の規律の強化、情報共有のさらなる発展のための新しい協力関係について合意するもの。
6日	◇財務省、平成 30 年度一般会計概算要求・要望額を公表。
7日	◇ロシアとの新租税条約が署名される（未発効）。
8日	◇企業会計審議会（ASBJ）総会が開催。監査部会で監査報告書の透明化について議論することを決定。 ◇国際会計士倫理基準審議会（IESBA）、公開草案「勧誘の申出および受入に係る倫理規程の改訂案」を公表（コメント期限は 12 月 8 日まで）。
10日	◇金融庁、「つみたて NISA フェスティバル 2017」を開催。
12日	◇金融庁、「つみたて NISA 早わかりガイドブック」を公表。 ◇バーゼル委、「バーゼルⅢモニタリングレポート」を公表。 ◇国際会計基準審議会（IASB）、公開草案「会計方針及び会計上の見積り」を公表（コメント期限は 2018 年 1 月 15 日まで）。IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」を一部修正するもの。
14日	◇IASB、公開草案「重要性の定義」を公表（コメント期限は 2018 年 1 月 15 日まで）。IAS 第 1 号「財務諸表の表示」及び IAS 第 8 号を一部修正するもの。 ◇IASB、実務記述書第 2 号「重要性の判断実施」を公表。
15日	◇消費者契約法の見直しに関する意見募集が締め切られる。
18日	◇国際監査・保証基準審議会（IAASB）、ニューヨークで会議を開催（22 日まで）。
19日	◇日本経済団体連合会（経団連）、平成 30 年度税制改正に関する提言を公表。金融関係では、つみたて NISA を含む NISA の恒久化・利便性向上等、金融所得課税の一元化、生命保険料控除制度の拡充、上場株式等の相続税評価額等の見直しなどを要望。 ◇バーゼル委、「バーゼルⅢの資本へのよくある質問（FAQ）」を更新。
20日	◇日本証券業協会（日証協）、平成 30 年度税制改正要望を公表。NISA の拡充・簡素化・恒久化、確定拠出年金制度（DC）の拡充、上場株式等の相続税の見直し、特定口座間贈与の制限撤廃、金融所得課税一体化（損益通算範囲の拡大等）等を要望。 ◇米国財務会計基準審議会（FASB）、会計基準「連結—組織変更」の改訂を提案（コメント期限は 12 月 4 日まで）。
21日	◇日証協、「証券業界における SDGs の推進に関する懇談会」を設置。 ◇金融庁、「FinTech 実証実験ハブ」を設置。 ◇総務省、「マイキープラットフォーム」の運用開始等を公表。マイナンバーカードを活用し、公共施設の利用者カードの一元化や各自治体のポイントなどをクラウド化して利用できるようにする仕組み。 ◇証券監督者国際機構（IOSCO）のアジア太平洋地域委員会、議長に金融庁水口審議官を選出したことを公表。 ◇米国証券取引委員会（SEC）、ペイレシオ規則の解釈指針を承認。 ◇金融庁及び日本銀行、米国通貨監督庁（OCC）によるボルカー・ルールに関するパブリックコメント募集に対して、意見書を発出。
26日	◇政府税制調査会が開催。ICT 化など税務行政に関する議論が行われる。 ◇ふるさと納税のさらなる活用について、総務大臣が都道府県知事等に対する書簡を発出。

26 日	◇日本公認会計士協会、非営利法人委員会実務指針「農業協同組合法に基づく会計監査に係る監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の公開草案を公表（意見提出期限は 10 月 26 日まで）。 ◇欧州銀行監督局（EBA）及び欧州証券市場監督局（ESMA）、金融機関のガバナンス等に関するガイドラインを公表。
27 日	◇日証協、本部事務局に「SDGs 推進室」を設置。 ◇東証、株式等の決済期間の短縮化（T+2 化）に伴う売買制度等の見直し案を公表。普通取引の決済日は、原則として売買契約締結日から起算して 3 日目とするなどの改正。2019 年 4 月または 5 月の連休明けを目途に施行予定。 ◇大阪取引所、有価証券オプション取引および指数オプション取引について新たに「フレックス限月取引」（取引最終日および権利行使価格が取引参加者の申請により設定される）を導入すること等を公表。 ◇米トランプ政権、税制改革案を公表。法人税を引き下げ 20%とすること等を提案。 ◇FASB、「金融商品—総合：金融資産および負債の認識及び測定」及び「リース」の 2 つの会計基準について、技術的修正及び改良の公開草案を公表（コメント期限は 11 月 13 日まで）。 ◇FRB など、資本規制規則の簡素化を提案（コメント期間は 60 日間）。
28 日	◇金融庁、「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」及び「保険会社向けの総合的な監督指針」を一部改正。 ◇金融庁、財務諸表等規則または連結財務諸表規則が規定する企業会計基準として、企業会計基準第 26 号「退職給付に関する会計基準」、同第 27 号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」および IFRS 第 17 号「保険契約」等を指定。 ◇衆議院の解散が閣議決定される。 ◇ESMA、市場の運用担当者及び情報公表サービス提供者の管理組織の適合性評価に関するガイドラインを公表。
29 日	◇金融庁、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を一部改正（適用は 10 月 1 日から）。 ◇金融庁、仮想通貨に関する情報ページを開設。登録された仮想通貨交換業者の一覧や、利用者に対する注意喚起などを掲載。 ◇日証協、「職場積立 NISA に関するガイドライン」等を一部改正。つみたて NISA の導入に伴うもの。 ◇経済産業省、『『攻めの経営』を促す役員報酬—企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引—』を改定。平成 29 年度税制改正対応。 ◇ESMA、MiFID II のデリバティブ取引債務に関する最終規則案を公表。
30 日	◇「みなし交付申請」のための NISA 口座を開設している証券会社へのマイナンバーの提供期限。期限までに提供した場合、平成 30 年以後の年分の NISA 口座の利用のための非課税適用確認書の交付申請書の提出が不要となる。 ◇欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）の IFRS9 号の株式の処理（FV-OCI でノンリサイクリング）についての意見募集が終了。

◇10 月以後の法律・制度の施行スケジュール

日付		施行される内容
2017 年 (H29)	10 月 1 日	◇つみたて NISA の口座開設手続が開始。 ◇役員給与課税の改正（退職給与・譲渡制限付株式・新株予約権に係る部分）が適用。
	10 月 2 日	◇投資信託委託会社等によるつみたて NISA 対象商品の届出が開始。
	10 月	◇厚生年金の保険料率が 18.3%に引き上げられ、段階的引き上げが終了。 ◇マイナポータルの本格運用が開始（予定）。
2018 年 (H30)	1 月 1 日	◇任意での預貯金へのマイナンバーの紐づけ開始。 ◇個人型及び企業型の確定拠出年金について、掛金の拠出限度額が月単位

2018 年 (H30)	1 月 1 日	から年単位に変更。 ◇NISA の第 2 期勘定設定期間が開始。 ◇つみたて NISA が開始。年間投資上限額 40 万円、非課税保有期間（最大）20 年間。 ◇配偶者控除・配偶者特別控除の見直し。所得控除 38 万円の対象となる配偶者の収入の上限を 103 万円から 150 万円に引上げ。 ◇IFRS（国際財務報告基準、国際会計基準）9 号「金融商品」発効。
	1 月 3 日	◇EU 第二次金融商品市場指令（MiFID II）/MiFIR、施行。
	4 月 1 日	◇（2018 年 4 月 1 日以後開始事業年度より）法人税率が 23.4%から 23.2%に引き下げ。 ◇欠損金の繰越控除の見直し（当期所得の 55%→50%）。 ◇欠損金の繰越期間の延長（9 年→10 年）。 ◇（外国関係会社の 2018 年 4 月 1 日以後開始事業年度より）外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）の改正が適用。
	10 月 1 日	◇上場株式の売買単位の 100 株単位への移行期限。
	12 月 31 日	◇既存の証券口座等に係るマイナンバーの告知の経過措置が終了。 ◇NISA の初年度（2014 年分）投資枠について、5 年間の非課税保有期間が満了。
2019 年 (H31)	4 月 1 日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大 3,000 万円に引き上げ。 ◇請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日。
	10 月 1 日	◇消費税率が 8%から 10%へ引き上げ。 ◇消費税の軽減税率制度（8%）の導入。 ◇車体課税の見直し（自動車取得税の廃止、環境性能割の導入）。 ◇（2019 年 10 月 1 日以後開始事業年度より）地方法人特別税を廃止し、地方法人税率が 4.4%から 10.3%に引き上げ。 ◇年金生活者支援給付金の支給開始（予定）。
2020 年 (H32)	4 月 1 日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大 1,500 万円に引き下げ。
2021 年 (H33)	3 月 31 日	◇消費税の総額表示義務の特例の適用期限。これ以後、消費者向けの価格表示については税込価格での表示が義務付けられる。
	4 月 1 日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大 1,200 万円に引き下げ。
	12 月 31 日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税特例の適用期限。 ◇住宅ローン減税の適用期限。
2023 年 (H35)	10 月 1 日	◇適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入開始。

※原則として、9 月 30 日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。税制・会計等の適用時期は、原則として 3 月末決算法人の例を記載。消費税率 10%への引き上げに関連するものは太字で記載。

◇今月のトピック

役員給与の見直し（10月施行分）のポイント

～税制非適格ストック・オプションと譲渡制限付株式を中心に～

2017年9月27日 金本 悠希

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20170927_012330.html

※図表番号は、引用元のレポートの図表番号と対応している。

図表1 損金算入できる役員給与の範囲の改正の概要

給与の種類		改正前	改正後
①	定期同額給与	支給時期が一定期間ごとの給与で、各支給時期の支給額が同額であるもの	税・社会保険料の源泉徴収後の「 手取り 」が同額である給与も①に含まれる
②	事前確定届出給与	所定の時期に 確定額 を支給する給与で、税務署に届出をしているもの	所定の時期に 確定した数の株式または新株予約権 を支給する給与も②に含まれる
③	利益連動給与 (改正後は業績連動給与)	当該事業年度の利益 の状況を示す指標を基礎に算定される給与	・株価等の 利益以外の業績に連動する指標 を基礎に算定される給与も③に含まれる ・ 複数年度 の指標を基礎に算定される給与も③に含まれる
④	退職給与	不相当に高額でないもの	業績に連動する退職給与の場合は③の要件を満たすものに限られる
⑤	新株予約権による給与		⑤の類型を廃止(従って、損金算入するためには他の要件(例えば②か③)の要件を満たす必要がある)
⑥	使用人としての職務に対する給与		改正なし

(出所)法令を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

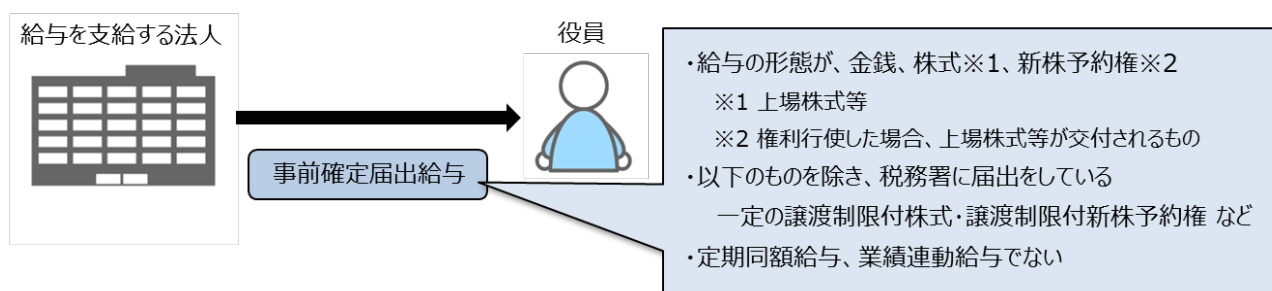
図表2 具体的な役員報酬の種類別の損金算入の可否

報酬の種類	報酬の内容	交付資産	損金算入の可否	
			改正前	改正後
リストラクテッド・ストック(RS)	一定期間の譲渡制限が付された 株式 を役員に付与。	株式	可能 (②の類型)	可能 (②の類型)
株式交付信託	会社が金銭を信託に拠出し、信託が市場等から株式を取得。一定期間経過後に役員に 株式 を付与。	株式	不可	可能 (②または③の類型)
ストック・オプション(SO)	新株予約権を付与。	新株予約権	可能 (⑤の類型)	可能 (②または③の類型)
パフォーマンス・シェア(PS)	中長期の業績目標 の達成度合いに応じて、 株式 を役員に付与。	株式	不可	可能 (③の類型)
パフォーマンス・キャッシュ	中長期の業績目標 の達成度合いに応じて、 現金 を役員に付与。	現金	可能 (利益連動で③の類型に該当するもののみ)	可能 (③の類型)
ファントム・ストック	中長期の業績目標 の達成度合いに応じて、 株価等相当の現金 を役員に付与。	現金	不可	可能 (③の類型)

(注) 類型の番号は、図表1における番号に対応する。なお、退職給与に該当するケースは、退職給与に関する損金算入要件を満たす必要がある。

(出所) 法令及び経済産業省「平成29年度 経済産業関係 税制改正について」を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表3 改正後の事前確定届出給与のイメージ



(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

図表4 損金算入が認められる事前確定届出給与の要件

(1) 形態 (額・数の確定)	以下のいずれかを支給する旨の定めに基づき支給する給与である ①確定した額の金銭 (※) ②確定した数の「適格株式」(後述) 又は「適格新株予約権」(後述) ③確定した額の金銭債権に係る一定の譲渡制限付株式 (「適格株式」に該当するもの) 又は譲渡制限付新株予約権 (「適格新株予約権」に該当するもの)
(2) 届出	以下のものを除き、所轄税務署長に届出をしている (②③は後述) ①非同族会社における非常勤役員に支給する給与 ②一定の手続きを満たす譲渡制限付株式による給与 ③一定の手続きを満たす譲渡制限付新株予約権による給与
(3) その他	定期同額給与及び「業績連動給与」(後述) のいずれにも該当しない

(※) 確定した額に相当する「適格株式」又は「適格新株予約権」を交付する旨の定めに基づいて支給する給与 ((1) ③を除く) は、確定した額の金銭を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に該当する (法令 69⑧)。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

図表5 「適格株式」「適格新株予約権」の要件

	株式/新株予約権の性質	発行者
適格株式	以下のいずれかの株式 ①市場価格のある株式 ②市場価格のある株式と交換される株式 (※1)	(a) (給与を支給する) 当該法人 (b) (a) との間に、50%超の株式を直接・間接に保有する関係 (支配関係) がある法人 (※2)
適格新株予約権	行使した場合、市場価格のある株式が交付される新株予約権	

(※1) 市場価格のある株式と交換される種類株式を想定していると考えられる。

(※2) 親法人・子法人ともに該当しうる。なお、(報酬を決議する) 株主総会等の決議日から、株式交付日 (譲渡制限付株式の場合は譲渡制限解除日、譲渡制限付新株予約権の場合は行使可能日) まで、支配関係が継続することが見込まれていることが必要。

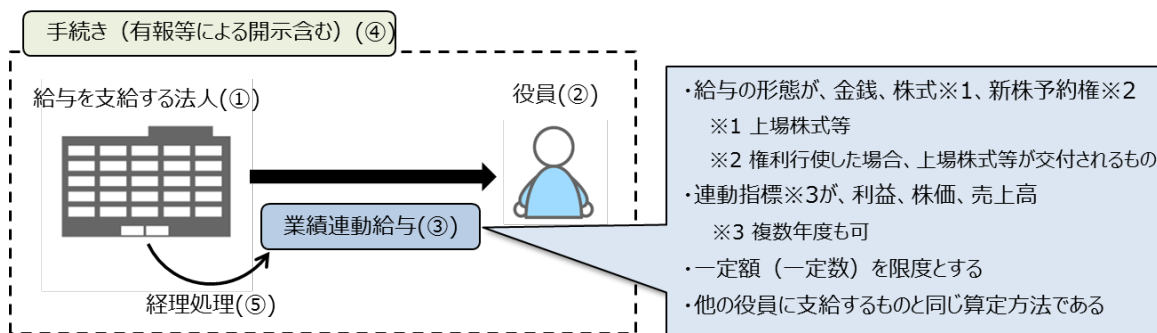
(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 6 事前確定届出給与の届出事項

①	届出をする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名
②	事前確定届出給与の支給の対象となる者の氏名及び役職名
③	事前確定届出給与の支給時期、及び各支給時期における支給額又は株式若しくは新株予約権の銘柄、及び、以下の区分に応じ、それぞれ定める事項及び条件その他の内容 イ 確定数給与に該当する場合 交付する数及び交付決議時価額 ロ 確定した額の金銭債権に係る譲渡制限付株式又は譲渡制限付新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に該当する場合 当該金銭債権の額
④	(役員報酬に関する) 株主総会等の決議日、及び決議をした機関等
⑤	事前確定届出給与に係る職務執行開始日
⑥	定期同額給与としない理由、及び支給時期を③の時期とした理由
⑦	事前確定届出給与以外の給与を支給する場合、当該給与の支給時期、及び各支給時期における支給額
⑧	その他参考となるべき事項

(出所) 法令を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 7 業績連動給与のイメージ



(※) 図表中の①～⑤は図表 9 の番号に対応する。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 8 「業績連動給与」の定義

①	内国法人(※)に関する以下の指標を基礎として算定される「額」又は「数」の、「金銭」又は「株式」若しくは「新株予約権」による給与 —利益の状況を示す指標、株式の市場価格を示す指標、その他の業績を示す指標
②	以下を満たす「譲渡制限付株式」による給与 —無償で取得され、又は消滅する株式の数が、「役務の提供期間」以外の事由により変動
③	以下を満たす「譲渡制限付新株予約権」による給与 —無償で取得され、又は消滅する新株予約権の数が、「役務の提供期間」以外の事由により変動

(※) 又は内国法人との間に、50%超の株式を直接・間接に保有する関係(支配関係)がある法人。

(出所) 法令を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 9 損金算入が認められる一定の業績連動給与の要件

①給与を支給する法人		同族会社（※1）でない。 ただし、同族会社でも非同族法人の完全子会社（※2）であれば認められる。
②役員		代表取締役・業務執行取締役（取締役会設置会社）、執行役（指名委員会等設置会社）、これらに準ずる役員（以上をまとめて「業務執行役員」という）
③給与の内容	形態	金銭、「適格株式」、「適格新株予約権」
	連動指標	交付される金銭の額又は株式・新株予約権の数（※3）が、以下の指標（複数事業年度についての指標も可。後述）に基づいて算定されること ①利益指標 ②株価指標（当該法人又は完全支配関係がある法人の株価） ③売上高指標（①又は②と同時に用いられるものに限る）
	限度額	限度額（※4）を定めている
	その他	他の業務執行役員に支給する業績連動給与と同様の算定方法である
④手続き	決議	職務執行期間開始日の属する会計期間開始日から 3 カ月（※5）以内に、報酬委員会の決定その他の適正な手続きを経ている
	開示	上記手続き後遅滞なく、その内容が有価証券報告書等や TDnet で開示されている
	交付期限	①金銭による給与：業績連動指標の数値の確定後 1 カ月以内 ②株式・新株予約権による給与：業績連動指標の数値の確定後 2 カ月以内 ③譲渡制限付新株予約権で、無償で取得される数が変動するものによる給与：上記手続きの終了後 1 カ月以内
⑤経理処理		損金経理をしていること（※6）

（※1）3 人以下の株主（及びその配偶者等）が発行済株式の 50%超を有する等の条件を満たす会社。上場会社である持株会社の完全子会社は同族会社に該当する。

（※2）上場会社である持株会社の完全子会社が想定されている。

（※3）新株予約権の場合、無償で取得され、又は消滅する数を含む。

（※4）株式・新株予約権による給与の場合は限度数。

（※5）税務署長に申請して、税務署長が指定する月数だけ、確定申告書の提出期限が延長されている法人の場合は、当該月数に 2 カ月を加えた期間。

（※6）損金経理により引当金勘定に繰り入れた金額を取り崩す方法により経理する方法も認められる。

（出所）法令を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 10 連動指標

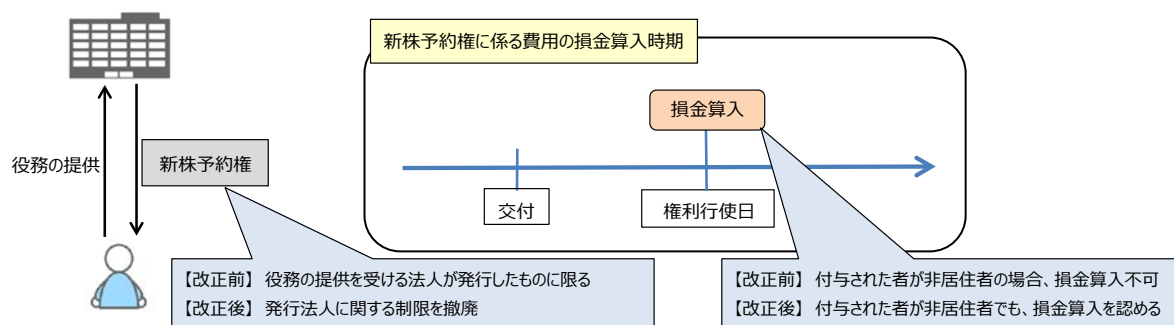
	いつ時点の指標か	指標の具体例
利益指標	職務執行期間開始日以後に終了する事業年度	①営業利益、経常利益、当期純利益 ②EBITDA（利払・税引・減価償却前当期利益） ③EPS（1 株当たり当期純利益）、ROA、ROE ④ ①～③の過年度比
株価指標（※1）	以下のいずれかの期間・日 ・職務執行期間開始日の属する事業年度開始日以後の所定の期間 ・職務執行期間開始日以後の所定の日	①株価、株価の平均値 ② ①の過年度比、インデックス比 ③時価総額 ④株主総利回り（配当＋キャピタルゲイン）
売上高指標（※2）	職務執行期間開始日以後に終了する事業年度	①売上高 ②売上高－費用 ③ ①②の過年度比

（※1）（給与を支給する）当該法人又は、その法人との間に完全支配関係がある法人の株価に関する指標。

（※2）利益指標又は株価指標と同時に用いられるものに限る。

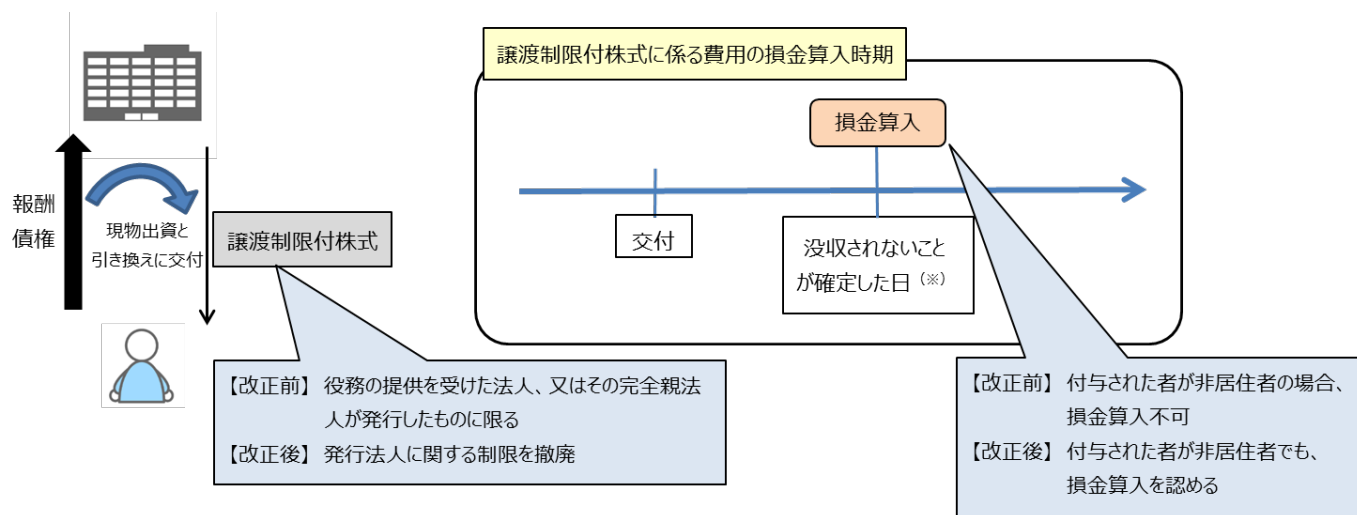
（出所）法令を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 11 新株予約権に関する損金算入時期の後ろ倒しの特例の見直し



(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 12 譲渡制限付株式に関する損金算入時期の後ろ倒しの特例の見直し



(※) 改正前は、譲渡制限が解除された日。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

◇レポート要約集

【7日】

なるほど！つみたてNISA 第3回

～どの金融商品で「先取り貯蓄」をする？～

つみたてNISAは4つの面で優れた特徴がある

「先取り貯蓄」を継続して金融資産を増やしていくためには、貯めやすく取り崩しにくい金融商品が向いています。収益性を求めて保険や投資信託を使う場合は、手数料等のコストも意識するとよいでしょう。つみたてNISAはこれらの面で優れた特徴を持っています。

http://www.dir.co.jp/research/report/finance/tsumitatenisa/20170907_012274.html

【8日】

法律・制度 Monthly Review 2017.8

～法律・制度の新しい動き～

8月の法律・制度に関する主な出来事と、8月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

8月は、東京証券取引所がコーポレート・ガバナンス報告書の記載要領を改訂し相談役・顧問等の開示に関する内容を追加したこと（2日）、日本証券業協会がつみたてNISAの勧誘・販売時等に関するガイドラインを整備したこと（16日）、各省庁が平成30年度税制改正要望を公表したこと（31日）、金融庁が組織改革案を発表したこと（31日）などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20170908_012286.html

【14日】

なるほど！つみたてNISA 第4回

～なぜ資産運用が重要なのか～

運用利回りがあなたの老後を大きく変える

日本の財政や社会保障制度を持続させることを考えると増税や年金支給減などは避けられず、現在の20代・30代は親世代と同程度の生活水準の老後を過ごすことはなかなか難しいと思われます。その中で、資産運用が老後を大きく左右する可能性があるのです。

http://www.dir.co.jp/research/report/finance/tsumitatenisa/20170914_012297.html

【21日】

なるほど！つみたてNISA 第5回

～どうすれば預貯金以上の収益が得られる？～

代表的なのは、株式・債券・不動産への投資

株式、債券、不動産などに投資をすれば、リスクはありますが預貯金を上回る収益を得ることが期待できます。一般的に、株式はハイリスク・ハイリターン、債券はローリスク・ローリターン、不動産はこの中間のミドルリスク・ミドルリターンと考えられます。ただし、これらの資産を購入するには数万円から数百万円が必要で「先取り貯蓄」で貯めるお金では手が届きにくいのです。

http://www.dir.co.jp/research/report/finance/tsumitatenisa/20170921_012311.html

【22 日】

金融庁、NISA 恒久化・相続税評価を継続要望 ～平成 30 年度金融庁税制改正要望～

2017 年 8 月 31 日、金融庁は「平成 30 年度税制改正要望項目」（以下、金融庁要望）を公表した。

金融庁要望では、NISA の恒久化が 2017 年度から引き続き掲げられている。既存の NISA・ジュニア NISA だけでなく、2018 年に導入される「つみたて NISA」についても「新規投資が可能な期間」の恒久化を求めている。

上場株式等の相続税評価の見直しも 2016 年度から引き続き掲げられている。高齢者が老後資金のために蓄えた資産を安心して保有し続けることのできる環境を整備する観点から、見直しを求めている。

NISA の利便性向上の観点からは、NISA の口座開設時の即日買付けを要望している。また、非課税で保有できる期間が満了した際、特段の手続きが取られない場合に、特定口座への払い出しを標準とすることも要望している。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20170922_012319.html

【26 日】

リサーチ費用のアンバンドリング、日本への影響 ～【MiFID II】「リサーチ」の定義とコーポレート・アクセスの扱い～

2018 年 1 月 3 日から EU では MiFID II が施行される。MiFID II が規定する「投資者保護の強化」の一環として、投資会社に執行費用とリサーチ費用のアンバンドリング（分離明確化）を要求しており、この施行が欧州の大きな関心事となっている。

MiFID II では、投資会社が投資一任サービスを提供する場合等に、第三者からあらゆるフィー、コミッション、金銭的利益・非金銭的利益を受領することを原則禁止している。MiFID II 施行後のリサーチ費用の扱いは、2017 年 3 月に公表された欧州委員会の指令（以下、EC 指令）等により明確化された。すなわち、投資会社がリサーチを有償で購入できるのは①投資会社の自己負担、または②RPA(research payment account)を通じた購入に限られる。投資会社が無償でリサーチを受領できるのは、③MNMB(minor non-monetary benefits)と認められる場合に限られる。

コーポレート・アクセス（投資家と発行体の経営陣が対話する機会の提供）をリサーチに含むか否かは EC 指令では断定しておらず、各国で対応が分かれている。英国は、コーポレート・アクセスはリサーチに含まないと明記した。他方、フランスは、知的付加価値の高いミーティングについては「リサーチ」に該当し、RPA からの支払いも認められるとした。

英国を中心とした欧州では、従前よりリサーチ費用のアンバンドリングが進められており、投資会社によるリサーチについての選別意識が強まってきている。MiFID II により、この動きがさらに加速し、セルサイドのアナリスト数やカバレッジが減少する一方で、投資会社のインハウス・リサーチや独立の（ブローカー業務を行わない）リサーチ・プロバイダーが増加することも予想される。

MiFID II は EU を拠点とする投資会社・ブローカーを対象とする規制であることから、日本企業が直接の規制対象となることは少ない。しかし、日本の証券会社であっても、EU 域内にある投資会社とのビジネスを行う上で、リサーチ費用と執行費用を分離した手数料体系を提示するよう求められることも想定される。

EU 域内の投資会社が日本の証券会社から「コーポレート・アクセス」の提供を受けることにも制約が生じる可能性がある。MiFID II の施行は、日本の上場企業にとっても、IR 活動や情報発信のあり方を見直す機会になり得るだろう。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20170926_012324.html

【27 日】

役員給与の見直し（10 月施行分）のポイント

～税制非適格ストック・オプションと譲渡制限付株式を中心に～

平成 29 年度税制改正では、役員給与の損金算入に関する規定等が見直され、損金算入可能な株式報酬の範囲が拡大されている。原則として平成 29 年 4 月 1 日以後の支給決議等から施行されているが、退職給与、譲渡制限付株式、新株予約権に係る改正は平成 29 年 10 月 1 日以後の支給決議等から施行される。

事前確定届出給与について、確定した数の株式又は新株予約権を支給する給与が追加され、利益連動給与（改正後は業績連動給与）について、株価等の利益以外の指標が連動指標に追加され、複数年度の指標も連動指標と認められている。改正により、パフォーマンス・シェア、パフォーマンス・キャッシュ、ファントム・ストックや株式交付信託の損金算入が認められることとなった。

税制非適格ストック・オプションは、交付対象者が関係法人の役員にまで拡大され、非居住者に対して交付した場合も損金算入の対象となった。ただし、事前確定届出給与として損金算入する場合、一定の手続きを行わない限り、税務署への届出が必要となる。

譲渡制限付株式も、交付対象者が関係法人の役員にまで拡大され、非居住者に対して交付した場合も損金算入の対象となった。一方、会社の業績等に関する目標が未達であることなど、「役務の提供期間」以外の事由により付与対象者が無償で没収されるものは、原則として損金算入の対象から除外されることとなった。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20170927_012330.html

【28 日】

なるほど！つみたて NISA 第 6 回

～投資信託なら月 1 万円でも資産運用できる～

投資信託を通じて株式・債券・不動産などを間接的に購入できる

「先取り貯蓄」で貯める月 1 万円や 2 万円では、株式・債券・不動産などにはなかなか手が届きません。ですが、投資信託を使えば、月 1 万円や 2 万円でも、株式・債券・不動産などを間接的に保有することができます。今回は、投資信託のしくみについて説明します。

http://www.dir.co.jp/research/report/finance/tsumitatenisa/20170928_012331.html

【29 日】

民法（債権法）改正で実務はどう変わる？①

～お金の貸し借りにまつわる場面～

2017 年 5 月 26 日、「民法の一部を改正する法律」が成立し、同 6 月 2 日に公布された。いわゆる「債権法」の改正である。

具体的に企業が消費貸借契約を結ぶ（お金の貸し借りをする）場面を想定すると、留意すべき改正点は、①契約書である消費貸借契約は合意時点で成立すること、②事業用融資に個人保証を付ける場合、公正証書の作成が義務付けられるなど個人保証人の保護が強化されたこと、③法定利率が当初年 3 %・3 年毎に見直しの変動制とされたこと、④譲渡しない特約がある債権も原則譲渡が可能になったこと、などが挙げられるだろう。

改正内容には、法定利率など根本的な見直しもあるが、従来、判例や業界ルールなどで取り扱われてきた実務を改めて法律で規定した（明文化した）にとどまるものも多い。企業には、改正が自社の業務にどう関係するのかを十分検討した上で、必要に応じて社内ルールの見直しなどの対策をとることが求められる。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20170929_012337.html

◇9月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
週刊東洋経済 (9月9日号)	決算短信の簡素化についてコメント	吉井 一洋
週刊金融財政事情 (9月11日号)	最終局面に差し掛かる 民法（相続関係）改正議論	小林 章子
証券アナリストジャーナル (9月号)	証券税制研究会編「リスクと税制」の書評	吉井 一洋
Financial Adviser (10月号)	シンクタンク研究員による読み解き！ 最新制度 Vol. 31- 相続税および贈与税の納税義務の見直し	金本 悠希

◇9月のウェブ掲載コンテンツ

日付	タイトル	担当者
9月5日 掲載	コラム：高度外国人材の流入は促進されるのか ―相続税法と 入国管理規制の衝突― http://www.dir.co.jp/library/column/20170905_012267.html	金本 悠希
9月25日 刊行紹介	刊行物：「法人投資家のための証券投資の会計・税務―法人の資 金運用に必須の一冊（2017年度版）」 http://www.dir.co.jp/publicity/edit/publication/zeimu.html	制度調査課